時事新報

時事新報

閔泳翊氏後た朝鮮に歸り事らんとす

閔泳翊の京城過信に由るに去る四月二十六日朝鮮國王は新に錦藤周を以て其局長に任ずたるに付き氏は近々支那より本國に歸來するあらんとのみとゝて我輩の臆測を以てそれば此通信は今後朝鮮政府に起るべき事變を豫知するに足るものなり抑も泳翊氏は王妃の親戚にして其勢力朝鮮に並びなく殊に明治十七年金玉均の變亂に當りて在朝の有力者い或は殺され或は逐れて殘り少く氏の外にい唯金允植李鍾元魚允中金有謙の數氏あるのみなれども素より閔氏と肩を並ぶるものにあらざれば滿朝の勢力悉く氏の一身に集まりたるの氏は今年齢尚は少壯にして其才智も亦國王及び王妃の信任を得るに足らず此際に乘ずて閔應植閔泳煥韓圭卨鄭寅陽の數氏新に頭角を顯はし漸く泳翊氏の威光を殺ぐたれと謀議するの勢を成したれば氏は之を不滿足に思ひけん支那に赴きて處々を遊歷するみと凡そ一年半を過ぎ再び京城に歸り來りしは明治十九年の八月なりしが當時朝鮮政府は兩閔韓鄭の數氏互に地位を爭ふて政治を改良せず加ふるに金嘉鎮金鶴羽鄭秉夏趙存性の數氏宗族より出でゝ別入侍となり其勢力亦甚だ盛なるあらず爲めに政治益々紊亂に堕へ遂に支那代理公使袁世凱氏の力を借ることゝなれり同年九月中旬袁氏忽ち廬傳して曰く支那の兵士五萬六千既に金州に發して仁川に向へり事を王命に金嘉鎮金鶴羽などの奸臣ありて窃に露國と密約せしを聞責する爲めあらんと朝鮮政府も始めは之を信ずて同金以下四人を獄に下だすなど大に狼狽したれども一兩日にして其虛傳たるみと漸く顯はるたれば泳翊氏は國王に告げて自ら天津に赴き北洋大臣李鴻章に謁して朝鮮は露國と密約せしことあるを辨疏せんとて急に支那軍艦に搭ずて仁川を發せしが中途より天津に赴かずして芝罘に到り更に上海に出たるに付ては朝鮮政府にくも袁氏の虛傳果して泳翊氏の所爲ゝ出たるを知りて兩金以下四人の罪を問はず且氏は天津に赴く可きの王命を帶びながら私に方向を轉ずて上海に行くなどは以ての外の事なりとて非難する者甚だ多し之が爲めに袁世凱も自ら愛ん之る能はずして毎度朝國の事と必言するなどの事情ゝして袁閔兩氏の身の上い朝鮮に於て何となく不味なる有樣なりしが今日に至るまで袁は絶國せずして閔は復た歸來せんとも是れに就ては何か謀る計畫あるみとあらんと聊か我輩の臆測を逞ふするのなり

支那政府は朝鮮の干渉するみと多年一日の如く苟も之を放棄するに必要の方便と為れば直に實行して爲ん巨費の財を費すも之を惜まず愚を施し威と示して漸く之を馴致し今日の事勢、朝鮮い全く支那手中のもの化したるに過ぎざるに拘はらず嘗の如くある可ければ支那政府の支配を以て國王を廢立し官吏を黜陟し內治外交共に之を掌握せんと欲するも朝鮮官民は之ゝ抵抗するみとあるべきみ雖も能はざるべしや明なりと雖ども其事勢のみて之れ可なるは論を俟たざるなり自から手を出さゞるもの位なりと推測せざるを得ず明治十五年大院君の暴亂ありし前後より支那政府は朝鮮を以て其の所屬の一部分なりと主張したれども當時日本國は昔として朝鮮の獨立を結び幕いで米國も亦これを獨立と見なし各國の公使館をして其に倣ひたるを以て支那の目的は其實現の機會を失ふに至りたるを無人の食國に勝ちて之を收めて傳る後樣々に彼を誘して自から所屬を請はしめんとするの最策を工風ゝたるに偶々金玉均の變亂ありて大に彼の民心を得るゝ之を支那政府は僥倖と云ふ可く爾來今日ゝ至る迄で李鴻章氏は朝鮮政府の有力者を得て其目的を遂せんと欲せゝは往々事跡にも現れたるものにて閔氏れ如きは李氏の尤も重く依頼する所なり閔泳翊氏い元と閔氏一族の開化率先者と唱へられたるやどにして其主義も自から支那に阿從せざるものなれば明治十七年日本黨の亂を作すに當りくも其黨中の洪英植は閔泳翊を同盟に加へんと言ひ出しゝる由あれども言行はれずして却て變亂のときには先づ之を刃傷せしやどの始末にて其後は泳翊氏も漸く支那ゝ依頼するの念を生ず支那政府ゝても氏の勢力滿朝に並び少きと知りく成る丈け其歡心を求めたるみ由りまして〳〵氏の依頼心を固くし常ゝ人に語て曰く余は金玉均れ變亂以後も敢て開化獨立の主義を棄てたるゝならざるども我國れ小にして弱き間は支那に依頼するの外なきを知れりと斯く閔泳翊が支那に依頼する其名は固より愛國忠君ありと雖ども內實は必ずしも然らず國を愛し君ゝ忠なる其傍に朝鮮政府の勢力を一手に握りて自家の功名心を逞ふせんとするには支那政府ゝ依頼するの外なきを知るが故なり故ゝ金玉均の變亂以後は事々ゝなる李鴻章氏に相談して其教示を仰ぎ昨年歸國の時も永く天津に在りて李氏の教ゝ受け歸國後の舉動一として其教の主義に從はざるはなし左れば今回の歸國も必ず李氏の意一活劇を演ずることあるべきが爾後氏は上海を去て今は復た天津に在る由なれば今回の歸國も又舊の如く袁氏の助力を出さることにして歸國後は又舊の如く袁氏の助力をある可けきば氏の歸國は卽ち朝鮮政府多事の前兆ゝして氏が功名の成敗は知る可らざれども首尾能く參れば朝鮮政壇上に一大家と爲り支那政府も之が爲めに體裁能く其目的を達し八道の士民を撫でゝ十二分ゝ恩威を施し其末段に至りてい或い彼の官民の情劇に由り內附を請ふの成跡あるを期す可らず我輩は曾て朝鮮の事情に就き知る所を記し以て京城れ通信を註釋して讀者の參考に供するのゝ

官報

○勅令

朕食鹽無稅輸出ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十年五月二十三日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第十五號

外國ニ輸出スル食鹽ハ明治二十年七月一日ヨリ海關稅ヲ免除ス

但課稅ヲ要スルトキハ六箇月前ニ之ヲ公布スベシ

朕黃綬褒章臨時制定ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿年五月廿三日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

勅令第十六號

第一條　私財ヲ獻納シ防海ノ事業ヲ贊成スルモノニ授與スル爲メ黃綬褒章ヲ制定シ分テ金章銀章ノ二種トス

第二條　黃綬褒章ヲ佩用シ又ハ授受スルノ事項ハ明治十四年(十二月)第六十三號褒章條例ニ據ル

第三條　黃綬褒章ノ圖式左ノ如シ

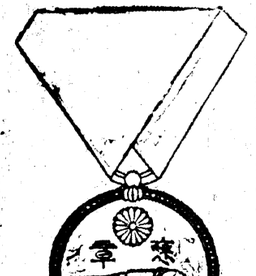

○文部省沿革略記　文部省に於て今般勳章したる同省沿革略記左の如し

文部省は明治四年七月建置する所に係るとは雖ども其初舊大學校及大學の制度に因襲することを免れざるを以て今日を此に起せり遡を遠ひて源に遡る勢止むを得ざればなり

直轄學校の關係沿革等は文部省年報に詳あれば省し省きて識せざるべしと雖ども學校は文部省の要とする所なるを以て亦概略を此に錄す

始めて東京第四大區小區一ツ橋邇所故の開成所(舊幕府の種學)を學校とし二三の頭取と稱する者を置きて之を主管せしめ外國人を傭ひて教師とし大に洋學を奬勵す

十二月東京第四大區五小區神田宮本町故の醫學校(舊幕府の種學)を學校とする是の時知學事正樺判事及一等二等三等教授を置き從二位山內容堂(豐信)を以て知學事に任じ開成所醫學所(舊幕府の醫學校)病院等を總理せしむ醫學所病院は共に第五大區一小區神田和泉町(舊藩邸)に在り

二年二月新聞紙出版の檢査を管す五月圖書出板檢査の事務を管す

六月昌平校を大學校と改め知學事正樺判事及教授等を廢し大小監博士助教等を置く

七月大學校(昌平校開成校)より教官四三名を選び教員とし之を樂職院に出だす

十月總管局を開成校中に置く

十二月大學校を改めて大學と稱す因りて東京開成校の名を大學南校と改め東京醫學校の名を大學東校と改む是の時開當大少監正權大少丞大少主簿及大中少博士大中少助教大中少學生大中少寮長等の官を置く尋ぎて從二位松平春嶽(慶永)を以て大學別當に任じ學務を總判せしむ

于政維新の初首として手を教育の事に下すと雖ども創業の際學校の位置學務の施設共に幕府の舊を踏襲し未だ一定の制を立てに暇あらず其後今日の緒を開くことを致せる者は實に是の時を始とす

三年二月左年來管する所の新聞紙圖書出板の事務を以て大史局の所轄とす○是月大中小學規則を定む

七月諸藩に令して生徒を選擇して大學南校に入らしむ神戸に貢進生と云ふ○是月大學本校を閉ち暫く生徒を教授することを停む

八月大學南校より英學佛學上等生徒數名を選拔して海外に留學せしむ

十一月大學東校より生徒を選擇して海外に留學せしむ醫術を學ばしめんことを欲すればなり

十二月海外留學生を管理す

四年七月大學東校の醫員を諸國に遣る本校をして全國の醫務を總理せしめんが爲めなり○是月政府會あり大學を廢し文部省を置き（卽大學本校なり）教育事務を總判し大中小學校を管掌せし此時太政官に出仕從五位江藤新平を以て文部大輔に任じ舊の大學東南校の官員をして其事務を理せしむ文大中少博士大中少教授正權大中少助教等の教官を定む當初大學の管する所は東南校を除くの外大坂に醫學所理學所醫學校あり長崎に英語傳習學校あるに過ぎず其他海外留學の生徒を管理するに止まりて未だ全國の學政に及ぼず女部省繼つに及びて全國の教育衛生事務を總管す是に於て舊大學の面目始めて革まれり○是月從四位大木喬任に任ず生徒の貢進數を以て選擇する者を罷め此時廢藩置縣の制を定むるに際すを因りて生徒の規則を立てんことを欲すればなり○是月博物館を文部學校中の大成館に置き小石川植物園等を管せしむ

八月大學東南校を改て第一大學校と稱す○是月東京府中の中小學校を直轄す

十月大學東南校を改て第一大學校と稱す○是月學制を頒布するに至りて悉く之を東京府に隸す○是月官版官報官出板の事務を書籍に復す因りて更に出板掌例を設定す○是月文部大輔江藤新平一等職員に轉ず

九月文部省を置く○是月大少監を置く○是月東南校の教則を定む其既正整二則（正則とは業を授くるに外國教師を以てする者を云ひ變則とは業を授くるに日本教師を以てする者を云ふ）の區別を廢して一に師家の度規に準據し業を授くるに必ず外國教師を以て し又更く其任に堪へたる者を各國に派りて留學せしめ以て他日學士教員の洪益を圖るに在り因りて貢進生を廢し生徒の學力を試驗す

十月文部省大丞田中不二麿理事官として歐米各國に就き至る所教育事務を視察研究す（此時不二麿僧侶をして著述せしめたる地事功程十冊等の著作あり）

十一月文部大丞田中不二麿理事官として歐米各國に就き至る所教育事務を視察研究す（此時不二麿僧侶をして著述せしめたる地事功程十冊等の著作あり）

十四年(十二月)第六十三號褒章條例を制定す

五年二月義塾大學校の設規模整にして生徒日に增加するを以て更に女學校を東京第四大區二小區竹町に構ふ

三月　聖上文部省に臨幸して酒饌を群臣に賜ふ尋を東南校に臨幸す

四月　醫員を諸藩に遣はして醫術を教授し且醫員を東京に集めて教授せしむ

五月　東京師範學校を創め小學教員養成科の設置を立つ

八月　文部省を東京開成校內に遷す（舊小石川植物園に在りて後ち麻布氏之に移す）○是月府縣學校令を制定す（別項あり）○是月府縣學校令の公布に際して諸藩の學校を廢止し府縣學校を設置し人民をして方を知らしめんことを欲すれば故なり○是月開成校の名を廢して大學校と稱し大學校を第一大學區第二大學區第三大學區第四大學區と云ひ南校を第一大學區第二大學區第三大學區第四大學區と稱せり

官報

章	金及銀圖形表面ニ翔ノ徽章褒章ノ二字大書ノ圖裏面ニ贊成防海事業ノ六字ヲ鐫出ス
綬	橙黃色

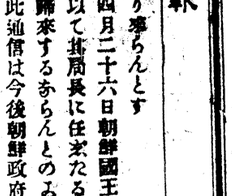

○和蘭國信

程其領事の報告に依れば今年の代金支拂期限は本年五月廿日なり而して其期限に於て英國に於ては其期に於て英國に於ては其期に於て常とす

伊太利國に於ても佛蘭に於ても保に對して之を西班牙國に於ても其之に戻し敢て

清國利國に於ても其期に於て

土耳其國に於ても其期に於て

加拿陀國に於ても

雖ども然ら亦契約

とあり但し此

墨西其國に於ても

西班牙國の驛官

セリ

マスタ　リカ

恐慌に之を

近年に至りて

キュバー島に

乃至五箇月の

西班牙國は

大なる國勢の

テリヨー　ジ

月若くは六箇

回　計畫を爲

小亞細亞に於

清國に於ても

るを得ざるも

りとす

蘇太利利に於

火災保險附金庫　消防ポンプ販賣　廣告

右消防ポンプハ弊店の自製にして一層入念製造し兩樣共極廉ゝ販賣可仕候但し定價表御報次第送呈

東京日本橋區通旅籠町

東京化學會書記

明治二十年五月廿五日

廣告ス

ナイトロツアミーソノ新反應　在鎌乙生田益雄氏

京橋區西紺屋町十九番地

此段廣告ス

亡父直

二十年五月廿六日午後第六時ヨリ例會相開左ノ論題ヲ朝讀ス

二十年五月廿五日

孝萬謝

○歐洲電報

於て滿二年間

士五千人を

總理大臣ゴ

三等水師提

力し佛濟間

めゝれ功

て其七十二

したるも甚

呈ゝたるは

りい美麗な

は夢酒一パ

鳥國會議員

屋々配賣し

で目下他國

用富の爲り

左れども

ゝ白林に來

みゝとを歸べ

とを禁せゝ

レツス）